

## 熊本県漁業経営維持安定資金事務取扱要項

### (趣旨)

第1 この要項は、漁業経営の維持が困難な中小漁業者であって、その漁業経営の再建を図るために緊急に必要とする資金の融通において、県が行う漁業経営再建計画（以下「再建計画」という。）の認定及び漁業協同組合等の融資機関（熊本県漁業経営維持安定資金利子補給金交付要項（以下「利子補給金交付要項」という。）第2条第3項に掲げる融資機関をいう。）の融通に係る事務手続等に関し必要な事項を定めるものとする。

### (再建計画)

第2 漁業経営の維持が困難となっており、又は困難となるおそれの大きい中小漁業者であって、その漁業経営の再建を図ろうとする者は、再建計画を作成し、これを知事に提出して、その再建計画が適当である旨の認定を受けることができる。当該認定に係る再建計画を変更しようとするときも同様とする。

2 再建計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

(1) 漁業経営の状況

(2) 資産及び負債の状況

(3) 収入及び支出の状況

(4) 収入及び支出の改善措置その他の漁業経営の再建を図るために必要な措置の概要

(5) (4)の措置に必要な資金の調達及び償還に関する事項

3 知事は、第1項の認定申請があった場合において、その再建計画が、申請者の漁業経営の再建を図るために適切なものであり、申請者が再建計画を達成する見込みが確実であると認めるときは、認定をするものとする。

4 知事は、第1項の認定を受けた者が当該認定に係る再建計画に従ってその漁業経営の再建を図るために必要な措置を講じていないと認めるときは、その認定を取り消すことができる。

### (再建計画の受認資格者)

第3 この要項において、再建計画の認定を受けることができる者（以下「受認資格者」という。）は、次の漁業者等とする。ただし、遠洋底びき網漁業（漁業法第52条第1項の指定漁業を定める政令（昭和38年政令第6号。以下「指定漁業を定める政令」という。）第1項第3号に掲げる漁業をいう。）、遠洋かつお・まぐろ漁業（指定漁業を定める政令第1項第8号に掲げる漁業をいう。）を主として営む者を除く。

1 漁業を営む個人又は会社であって、その常時使用する従事者の数が300人以下であり、かつ、その使用する漁船の合計総トン数が3,000トン以下であるもの

2 漁業を営む漁業協同組合（以下「漁協」という。）

3 漁業生産組合

(借受資格者)

第4 この要項において、漁業経営維持安定資金（以下「経安資金」という。）を借り入れることができる者（以下「借受者」という。）は、第2に規定する再建計画について知事の認定を受けた者であって、次の条件を満たす漁業者等とする。

- 1 漁家経営（原則として使用する漁船の合計総トン数が30トン未満の漁船漁業、養殖業又は小型定置網漁業を主として営む個人をいう。）にあつては、知事が別に定める債務を有し、経安資金の融通によってその整理を行うことが必要であると認められる者
- 2 企業経営（1以外の者をいう。）にあつては、次の要件のいずれかに該当する者
  - (1) 直近の事業年度を含め原則として3カ年（漁業経営の急激な悪化に伴い、直近の事業年度の漁業収支が損失であり、かつ、現事業年度においても水揚金額、漁業支出の動向等からみて損失が見込まれる者であつて、その再建を図るためにはその債務を緊急に整理することが特に必要と認められものにあつては2カ年）の事業年度における漁業収支が通算して損失となっている者
  - (2) 直近の事業年度の末日（再建計画を作成するため特定の日を仮決算したときはその日）現在において、固定資産の額から自己資本の額と固定負債の額との合計額を控除して得た額を固定資産の額で除して得た数値が0.1以上である者

(貸付条件)

第5 この要項において融資機関が、受認資格者に対し貸し付ける業種区分、償還期限、据置期間及び貸付限度は次のとおりとし、貸付利率については、アの項は漁業経営維持安定資金制度の運用について（昭和51年6月1日付け51水漁第2900号水産庁長官通知）3（3）、イの項は漁業経営維持安定資金の円滑な融通のためのガイドライン（平成17年4月1日付け16水漁第2708号水産庁長官通知）第2の6及び第4の2の（2）に定める利率とする。

1 業種区分、償還期限及び据置期間

	業 種 区 分	償還期限	左のうち 据置期間
ア	以西底びき網漁業（漁業法第五十二条第一項の指定漁業を定める政令（昭和38年政令第6号）（以下「指定漁業を定める政令」という。）第1項第2号に掲げる漁業をいう。）又は近海かつお・まぐろ漁業（指定漁業を定める政令第1項第9号に掲げる漁業のうち総トン数10トン以上20トン未満の動力漁船によるもの以外のものをいう。）	10年以内	3年以内
イ	上欄に規定する業種以外の業種	10年以内	3年以内

## 2 貸付限度額

### (1) 漁船漁業を主として営む者

使用する漁船の合計総トン数が30トン未満のもの

----- 40,000千円

使用する漁船の合計総トン数が30トン以上50トン未満のもの

----- 70,000千円

使用する漁船の合計総トン数が50トン以上100トン未満のもの

----- 120,000千円

使用する漁船の合計総トン数が100トン以上200トン未満のもの

----- 150,000千円

使用する漁船の合計総トン数が200トン以上500トン未満のもの

----- 240,000千円

使用する漁船の合計総トン数が500トン以上のもの

----- 400,000千円

### (2) 養殖業を主として営む者

----- 40,000千円

### (3) 定置漁業を主として営む者

大型定置漁業（定置漁業権の免許対象となっているもの）

----- 80,000千円

小型定置漁業

----- 40,000千円

（再建計画の認定申請等）

第6 再建計画の認定申請、漁業経営維持安定資金借入申込及び漁業経営維持安定資金  
利子補給承認申請は次のとおりとする。

#### 1 漁協から借り入れる場合

##### (1) 漁協（業種別漁協を除く。）の場合

ア 再建計画の認定申請者は「漁業経営再建計画認定申請書」（別記様式第1号  
又は第2号。以下「認定申請書」という。）4部（正1部副3部）を漁協に提出  
するとき、「漁業経営維持安定資金借入申込書」（別記様式第3号。以下「  
借入申込書」という。）を併せて提出する。

なお、熊本県漁業信用基金協会（以下「協会」という。）が指定する金融機  
関であって、協会の債務保証を必要とする場合は、協会あての「債務保証委託  
書」（協会の定款及び業務方法書の規定による。）に借入申込書の写しを添付  
して提出する。

イ 漁協は、認定申請書及び借入申込書（写し）の内容を審査し、意見を付して  
「漁業経営維持安定資金利子補給承認申請書」（利子補給金交付要項第1号様  
式。以下「利子補給承認申請書」という。）とともに所轄市町村長に3部提出  
する。

なお、漁協は自己資金で貸し付けができない場合には、農林中央金庫（以下  
「金庫」という。）に認定申請書、借入申込書及び利子補給承認申請書の写し  
を提出して協議する。

- ウ 市町村長は、認定申請書を受理したときは、その内容を審査し、意見を付して2部を所管県広域本部長（以下「広域本部長」という。）に送付する。
- エ 市町村長から認定申請書等の送付を受けた広域本部長は、その内容を審査し、適当と認めたときは知事に進達する。
- オ 知事は、認定申請書等を受理したときは、関係機関に諮り認定の諾否を行い、その結果を当該漁協を通じて認定申請者に通知するとともに、必要がある場合は金庫（原資供給を行う場合）、協会（保証付きの場合）、熊本県漁業協同組合連合会（以下「県漁連」という。）及び市町村に対し、その旨（承認する場合は別記様式第4号「漁業経営再建計画認定通知書」により）通知する。
- なお、利子補給承認については、「漁業経営維持安定資金利子補給承認書」（別記様式第5号。以下「利子補給承認書」という。）により当該漁協に通知するとともに、必要がある場合は、金庫、協会、県漁連及び市町村に通知する。
- カ 当該漁協は、これらの決定に基づき貸付決定を行い借入申込者に通知する。

## (2) 業種別漁協の場合

- ア 再建計画の認定申請者は、認定申請書4部（正1部副3部）及び借入申込書を漁協に提出する。
- なお、債務保証を必要とする場合には、「債務保証委託書」に借入申込書の写しを添付して協会に提出する。
- イ 漁協は、認定申請書を受理したときは、その内容を審査し、意見を付して3部を認定申請者所在の市町村長に提出する。
- ウ 市町村長は、認定申請書を受理したときは、その内容を審査し、意見を付して漁協へ返送する。
- エ 漁協は、返送された認定申請書に借入申請書（写し）を添えて、利子補給承認申請書とともに広域本部長に2部提出する。
- なお、漁協は自己資金で貸付ができない場合には、金庫に認定申請書、借入申込書及び利子補給承認申請書の写しを提出して協議する。
- オ 広域本部長は、認定申請書等を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めたときは知事に進達する。
- カ 以下、第6の1の（1）のオ～カに準じて取り扱う。

## 2 漁協以外から借り入れる場合

### (1) 金庫から直接借り入れる場合

- ア 再建計画の認定申請者は、認定申請書4部（正1部、副1部）を漁協に提出し、金庫には借入申込書と併せて漁協の意見を付した認定申請書の写し及び漁協が転貸できない旨の理由書を提出する。
- なお、債務保証を必要とする場合には、「債務保証委託書」に借入申込書の写しを添付して協会に提出する。
- イ 漁協は、認定申請書の内容を審査し、意見を付して所轄市町村長に3部提出する。
- ウ 市町村長は、認定申請書を受理したときは、その内容を審査し、意見を付して2部を広域本部長に送付する。

- エ 広域本部長は、その内容を審査し、適当と認めたときは知事に進達する。
- オ 金庫は、借入申込書を受理した場合において、その内容を審査し、適当と認めたときは利子補給承認申請書に借入申込書の写しを添えて知事に提出する。
- カ 知事は、認定申請書等を受理したときは、関係機関に諮り、認定の諾否を行い、その結果を当該漁協を通じて認定申請者に通知するとともに必要がある場合には、金庫、協会、県漁連及び市町村に対してその旨通知する。
- キ 金庫は、これらの決定に基づき貸付決定を行い、借入申込者に通知する。

(2) その他の金融機関から直接借り入れる場合

- ア 認定申請者が、漁協の構成員である場合

第5の2の(1)に準じて取り扱う。

- イ 認定申請者が、漁協の構成員でない場合

- (ア) 再建計画の認定申請者は、認定申請書3部(正1部、副1部)を市町村に、また、借入申込書をその他の金融機関に提出する。

なお、この場合漁協の構成員でない旨の漁協長からの証明書を両方に添付する。

また、債務保証を必要とする場合には、「債務保証委託書」に借入申込書の写しを添付して協会に提出する。

- (イ) 市町村長は、認定申請書の内容を審査し、意見を付して2部を広域本部長に進達する。

- (ウ) 広域本部長はその内容を審査し、適当と認めたときは知事に進達する。

- (エ) その他の金融機関は、借入申込書を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めた場合には、利子補給承認申請書に借入申込書の写しを添えて知事に提出する。

- (オ) 以下、第5の2の(1)のカ～キに準じて取り扱う。

(利子補給率)

第7 利子補給についての契約は、利子補給金交付要項に定めるところにより知事が当該融資機関との間に締結し、別に定める漁業経営維持安定資金利子補給契約書によって行うものとする。

(借用証書の提出)

第8 貸付決定を受けた借入者が、この要項による資金を借り受けようとするときは、融資機関の指定する日までに別記第5号様式(漁協及び業種別漁協の場合)による漁業経営維持安定資金借用証書(以下「借用証書」という。)を提出しなければならない。

(貸付報告等)

第9 融資機関は、借用証書を審査のうえ、適当と思われるときは遅滞なく貸付けを実行し、その旨を別記第6号様式による貸付実行報告書により知事に報告するものとする。

(利子補給金の交付申請等)

第10 利子補給の承認決定を受けた融資機関は、利子補給金交付要項第10条の利子補給金交付申請及び第12条の利子補給金の請求は併せて行うことができる。

(請求等の委任)

第11 融資機関が漁協及び業種別漁協である場合は、第9の請求及び受領に関する事項を金庫に委任することができる。この場合には、請求書に請求及び受領に関する金庫の熊本支店長あての委任状(別記第7号様式)を添えて、知事に提出するものとする。

(利子補給金の交付)

第12 知事は、第9の交付申請書等の内容を審査のうえ適当と認めるときは、融資機関に対し、利子補給金交付要項第11条により決定の通知をするとともに、請求書の提出日の属する月の翌月中に利子補給金を交付するものとする。ただし、調査のため特に日時を要するときはこの限りでない。

(利子補給の承認取消又は返還)

第13 知事は、利子補給金交付要項第13条第2項に規定する事実を知ったときは、融資機関に対して利子補給金の承認を取り消し、又は既に交付した利子補給金の全部若しくは一部の返還を命ずるものとする。

(利子補給金の還付)

第14 第12の規定により返還を命ぜられた融資機関は、直ちに利子補給金を還付しなければならない。

(承認の変更)

第15 利子補給金交付要項第5条の規定により承認の変更を行う融資機関が原資供給を受けている場合は、金庫(協会の債務保証のある場合は協会を含む。)の了承を受けたものに限るものとし、変更申請書には役員会議事録を添付するものとする。

2 知事は、利子補給金交付要項第5条の規定による変更申請書を受理したときは、内容を審査し、やむを得ないと認められた場合には、利子補給変更承認書(別記第8号様式)を交付するとともに第5の1の(1)のアに準じて通知するものとする。

(約定変更の報告)

第16 融資機関は、第14の2の承認に基づき、借用証の変更の事務処理を行い、直ちに第6号様式に準じ知事に報告するとともに、関係機関に通知するものとする。

(融資機関の管理義務)

第17 融資機関は、経安資金の使途の適否、貸付条件の履行状況等について、常に最

善の注意を払い、必要と認めるときは、経安資金の繰上償還等適切な措置をとるものとする。

(雑則)

第18 この要項に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要項は、昭和62年3月9日から施行する。

(中略)

附 則

この要項は、平成25年5月1日から施行し、改正後の熊本県漁業経営維持安定資金事務取扱要項の規定は、平成25年4月18日から適用する。

附 則

この要項は、平成25年7月4日から施行し、改正後の熊本県漁業経営維持安定資金事務取扱要項の規定は、平成25年5月20日から適用する。

この要項第4第1で、知事が別に定める債務

- (1) 漁業経営維持安定資金により整理することができる債務（以下「整理対象債務」という。）は次に掲げるものとする。
  - ア 返済期到来後未返済となっている債務
  - イ 返済期未到来の債務のうち、期限延長、借換え等により実質的に延滞ないし固定化しているとみなされる債務
  - ウ その他の債務で、次に掲げるもの
    - (ア) 賃金、退職金の未払債務
    - (イ) 金融機関以外の者からの借入金
    - (ウ) 漁業（漁業関連事業を含む。）に関する債務について引き受けた保証債務又は連帯債務であって、主たる債務者又は他の連帯債務者の倒産等により履行を必要とされているもの
    - (エ) 県単独の制度資金等で漁業経営の維持安定を図るための緊急融資に係る借入金
    - (オ) その他知事が漁業経営の再建を図るために整理することが特に必要であると認めた債務
- (2) 個々の債務ごとに、(1)のアからウに掲げる債務に該当するかどうかを判定することに代えて、固定資産の額から自己資本の額と固定負債の額との合計額を控除して得た額の範囲内の額に相当する債務を整理対象債務とすることができるものとする。

ただし、(1)のウの(ウ)に掲げる連帯債務又は保証債務については、この限りでないものとし、個別に判定するものとする。
- (3) 国の制度資金（政府関係金融機関の融資金、国の利子補給又は利子補給補助に係る融資金及び国からのガイドラインに沿って県が利子補給又は利子補給補助を行う融資金をいう。）については、(1)のアに該当する場合を除き、整理対象債務の対象としない。
- (4) 整理対象債務は、原則として漁業に関する債務とするが、冷凍冷蔵、水産物加工等の漁業関連事業の債務、漁家の生活に係る債務については、これらの債務を併せて整理しなければ、対象漁業者の漁業経営の再建を図ることが特に困難と認められるときは、整理対象債務とすることができるものとする。